

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2017年11月号(J219)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 東生華製薬が中化公司を特許権侵害で提訴
- 02 義隆電子と禾瑞亞との特許権侵害紛争が和解成立
- 03 新規制定の「商標紛争案件手続審査基準」、2017年10月30日に発効
- 04 「101名品會」商標が「台北101」に類似、数字科技会社が敗訴
- 05 チョコレート商標戦争、「KAISER'S」商標が一審で勝訴
- 06 著作権法改正案が立法院の審議へ
- 07 芸術品「太極シリーズ」を違法複製、8人に有罪判決

### 台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連  
有名ホテル「桃城茶様子」の董事長に商標権侵害で拘留50日の判決
- 02 公平交易法関連  
「真相達文西」特別展業者に不実の広告で50万新台湾ドルの過料、提訴するも敗訴

## 今月のトピックス

J171013X1

J171013X4

### 01 東生華製薬が中化公司を特許権侵害で提訴

東生華製薬股份有限公司 (TSH Biopharm Co., Ltd.、以下「東生華製薬」) は2017年9月20日に中国化学製薬股份有限公司 (China Chemical & Pharmaceutical Co., Ltd.、以下「中化公司」) を相手取り特許権侵害及び公平交易法違反に係る民事訴訟を知的財産裁判所に提起し、同社の主力商品である血圧降下剤「諾壓錠 (Amtrel Tablets)」(訳註: 主成分はアムロジピンベシル酸塩と塩酸ベナゼプリル) の年商2億5000万新台幣ドルに上るシェアが不当競争により損害を被ることを回避すると発表した。これに対して中化公司側は、同社の製品の配合方法及び包装デザインに、東生華製薬が主張する特許権侵害及び公平交易法違反はないとしている。

本件紛争はすでに司法手続きに入っており、両社とも株式上場企業又は株式店頭公開企業であるため、この特許訴訟は業界関係者の注目を集めることになるだろう。(2017年10月)

J170929X1

### 02 義隆電子と禾瑞亞との特許権侵害紛争が和解成立

義隆電子股份有限公司 (Elan Microelectronics Corp.、以下「義隆電子」) は、2015年6月23日禾瑞亞科技股份有限公司 (eGalax\_eMPIA Technology Inc.、以下「禾瑞亞」) を相手取り特許権侵害訴訟を知的財産裁判所に提起して、禾瑞亞が販売するタッチパネル・コントローラが義隆電子所有の第I489176号「行動電子装置的螢幕控制模組及其控制器 (A Screen Control Module of a Mobile Electronic Device and Its Controller)」特許権を侵害していると主張し、損害賠償を請求していたが、2年に余りにわたり法廷で争った末、義隆電子は禾瑞亞と知的財産裁判所において正式に和解が成立したことを発表した。双方はそれぞれの製品の市場を開拓するという重要な業務に専念するとともに、海外市場戦略を強化し、共存共栄を達成することを考慮したという。双方が和解協議を締結して、訴訟は終結した。(2017年9月)

J171031Y2

### 03 新規制定の「商標紛争案件手続審査基準」、2017年10月30日に発効

知的財産局は2017年10月30日に「商標紛争案件手続審査基準」を制定するとともに、即日発効することを公告した。

商標紛争案件に関わる手続事項の審査作業をさらに明確化するため、知的財産局は「商標紛争案件手続審査基準」案を策定し、2017年10月6日に同局サイトで公告して、商標係争案件審理の根拠とするとともに、当事者に関連手続処理の参考として供した。

本基準の内容は以下のとおり: 一. 商標紛争案件に係る形式事項の記載、二. 事実及び理由の明記、三. 補正の通知及び期限、四. 答弁の通知及び意見の陳述、五. 審理の一時停止事由、六. 職権による無効審判又は取消審判の提起、七. 原処分取消後のやり直し審理等の事項。(2017年10月)

J171021Y2

### 04 「101名品會」商標が「台北101」に類似、数字科技会社が敗訴

数字科技股份有限公司 (ADDCN TECHNOLOGY CO., LTD.、以下「数字科技公司」) は知的財産局に対して「101名品會」の商標登録を出願して許可されたが、台北金融大樓股份有限公司 (Taipei Financial Center Corporation.、以下「台北金融大樓公司」) が異議を申し立てた。知的財産局が審理した結果、「101名品會」商標は商標法第30条第1項第11号規定に該当するため登録を受けることができないと認め、取り消す処分を下した。数字科技公司はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部に棄却されたため、さらに行政訴訟を提起した。先日、知

的財産裁判所は数字科技公司に敗訴の判決を下したが、さらに上訴できる。

判決書によると、台北金融大樓会社が登録している「TAIPEI101」、「台北 101」、「Taipei101.com」等の商標は著名商標であり、高度な識別性を有する。また「101 名品會」商標の数字「0」は標的の図形にデザインされており、見る者に図案化されたデザインという印象を与えるものの、そのデザインされた数字「101」がそれぞれ目立つ度合いは同じであり、一つの数字だけが突出していないため、見る者に一目でゴシック体の「101」であるという印象を与える。さらに中国語「名品會」は名品が集まるという意味を伝達するもので、識別力が弱い。

また「101 名品會」商標と「TAIPEI101」、「台北 101」、「Taipei101.com」等の商標は全体の外観、称呼、観念が類似しており、商標の図案の類似性が高い。さらに両商標が同一及び類似の商品又は役務における使用を指定しており、「101 名品會」商標は消費者に誤認混同を生じさせやすい。これにより、数字科技公司の訴えが棄却された。(2017年10月)

## J170930Y2

### 05 チョコレート商標戦争、「KAISER'S」商標が一審で勝訴

米国企業のザ・ハーシー・カンパニー (The Hershey Company) は甘百世食品工業股份有限公司 (Taiwan kaiser Foods Industrial Co., Ltd.、以下「甘百世食品公司」) が生産、販売するチョコレート「KAISER'S」がその「HERSHEY'S」商標及び水滴 (Misc Design) 商標の商標権を侵害しているとして告訴した。知的財産裁判所は「KAISER'S」、「KAISER」と「HERSHEY'S」商標とは類似を構成していないと認定し、ザ・ハーシー・カンパニーに敗訴を言い渡した。さらに上訴できる。

ザ・ハーシー・カンパニーの主張によると、Google検索エンジンを用いて「水滴巧克力」で画像を検索すると、1ページ目の画像のうち7割が水滴の形をしたチョコレート「KISSES」であり、同社の「水滴商標」の識別性が高いことを証明するものだという。さらに、甘百世食品公司是水滴の形をしたチョコレートの図案を商品の包装上に商品のトレードドレスとして印刷しており、商品上の「KAISER'S」商標は頭文字の「K」を「H」に似せて書き、末尾にも故意に「S」を加えており、消費者に誤認混同を生じさせ易いため、甘百世食品公司を権利侵害で告訴した。

一方、甘百世食品公司の主張によると、1977年にはすでに「KAISER'S」、「KAISER」商標登録を出願しており、また頭文字の「K」の印刷は明らかに「H」と異なると識別でき、両商標の外国語の称呼、アルファベットの配列はいずれも「HERSHEY'S」商標とは異なり、さらに「S」も消費者が商標を識別するための主要な依拠ではない。水滴の形をしたチョコレートはよく見かけられる商品の形態であり、さらにザ・ハーシー・カンパニーは米国と台湾において立体商標権を取得していないため、これを以て甘百世食品公司が権利を侵害しているとはいえない。

知的財産裁判所は審理の末、「S」は「の (商品)」という意味であり、英語で汎用される表現方法で、識別性を有さず、「KAISER'S」、「KAISER」は「HERSHEY'S」商標の組み合わせされたアルファベット、称呼、観念ともに異なり、商標の色も異なるため、類似は構成しないと認定した。さらに甘百世食品公司の商品は数十年にわたって販売されてきたという事実があり、「KAISER'S」、「KAISER」商標は消費者に一定の程度熟知されており、両商標の登録日はいずれも「HERSHEY'S」より早く、消費者が誤認混同するにいたらないため、ザ・ハーシー・カンパニーの訴えは棄却された。(2017年9月)

## J171027Y3

### 06 著作権法改正案が立法院の審議へ

「著作権法」改正案が2017年10月26日行政院会議で可決された。デジタル技術とインターネットの急速な成長に対応するため、知的財産局は2010年改正作業に着手し、長年にわたって検討や話し合いを重ね、行政院で5回にわたる審査会議を経て改正案を完成した。該改正案は調整後に条文数は計145条、改正93条、新設17条となった。

今回の「著作権法」改正重点は次のとおり。

- 一. 著作財産権の無形権能に係る規定の統合と改正
- 二. 著作者の帰属に係る規定の合理性の検討
- 三. 著作物の流通と利用を促進するため、著作者人格権に係る規定を改正
- 四. 市場の調和を図り、頒布権と貸与権に係る規定を明確化
- 五. 実演家と録音著作物に対する保護の調整
- 六. 著作財産権の制限規定をより合理的になるよう改正
- 七. 著作財産権者不明の強制許諾権及び著作財産権の質権設定登記に係る規定の新設
- 八. 法定賠償規定を改正
- 九. 水際取締措置の改正
- 十. 時代に合わない刑事責任規定の改正の検討

該改正案はここ20年において最大規模の調整となった。わが国に優れた著作権法制環境を構築し、著作権者の保護を強化して、有効に権利侵害を防止するとともに、一般民衆が合法的に著作物を利用して権利侵害の嫌疑を回避できるように社会の利益について適度な調和を図り、我が国の文化産業（コンテンツ産業）の発展と創意の価値拡大を促進して、国家全体の競争力を強化することに改正の主眼を置いている。（2017年10月）

J171010Y3

## 07 芸術品「太極シリーズ」を違法複製、8人に有罪判決

台湾の著名な芸術家である朱銘氏の作品「太極シリーズ」が大量に模倣されて市場に出回ったため、調べたところ、朱銘氏が長年提携してきた協力会社と建設会社の関係者が違法に複製していたことが発見され、著作権違法で検察官に公訴されていた。先日、士林地方裁判所は判決を下した。

裁判官は判決書において、葉○嘉被告はかつて朱銘氏の「太極-起式」、「太極-単鞭下勢」等の作品を収蔵しており、資金が必要となったため競売で本物を現金化しようとしたが、朱銘氏の作品を収蔵していたという私利を満足するため、競売前に芸術文物公司（骨董品や芸術品を売買）の代表者である施○文被告及びそれぞれ銅鑄造会社の代表者である童○意被告、高○忠被告等を通じて違法に作品を複製し、保証書を偽造したと指摘した。

裁判官は葉○嘉被告等8人が模倣品を複製、頒布したと認定し、それぞれ文書偽造、著作権法違反の罪により施○文被告に懲役3年、葉○嘉被告に懲役2年、執行猶予5年、童○意被告に懲役1年10ヵ月、高○忠被告に懲役1年6ヵ月、執行猶予4年、その他の被告等には懲役6ヵ月から1年6ヵ月の刑罰を言い渡した。

朱銘氏はさらに刑事付帯民事賠償訴訟を提起しており、裁判官は模倣品の取引価格を参酌し、審理期間に葉○嘉被告がすでに11点の正規品と1000万新台幣ドルの小切手を返還している分を差し引いて、葉○嘉被告、施○文被告、童○意被告等3人に対して朱銘氏の著作権を侵害したことにより、合計1億2090万新台幣ドルを賠償するとともに、新聞に判決主文等を掲載するよう命じる判決を下した。（2017年10月）

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 商標権関連

#### ■ 判決分類：商標権

##### I 有名ホテル「桃城茶様子」の董事長に商標権侵害で拘留50日の判決

#### ■ ハイライト

承億文旅股份有限公司（Chanyee Hotelday Co., Ltd.、以下「承億公司」）は嘉義で有名なホテル「桃城茶様子」を経営し、「茶様子」茶葉セット及び入浴用茶葉パックを販売していたが、商標権者の林○渝氏は2005年にはすでに茶葉等（商品）と茶葉の卸売・小売等（役務）での使用を指定して「茶様子」の商標登録を知的財産局に出願していたため、承億公司の戴○郎董事長を商標法違反で告訴した。一審（台湾嘉義地方裁判所）では戴○郎董事長に無罪判決が下

されたが、二審（知的財産裁判所）では承億会社の権利侵害が認められ、50日の拘留に処し、罰金5万新台湾ドルに転換できるとの確定判決が戴董事長に下されたため、上訴できない。民事の部分については、戴董事長と承億会社が連帯で賠償責任を負い、林○渝氏に18万9800新台湾ドルを支払うよう判決が下された。

また、林○渝が承億会社に「茶様子」をホテル又はレストランの役務に使用することを禁止する請求について、知的財産裁判所は承億公司による「桃城茶様子」図案の使用は林○渝氏が「茶様子」商標をレストラン経営の役務で登録する以前から行われており、承億公司是善意の使用に該当し、不当競争ではないと認め、この部分については無罪を維持した。（2017年2月）

## II 判決内容の要約

知的財産裁判所刑事判決

【裁判番号】105年度刑智上易字第82号

【裁判期日】2017年1月26日

【裁判事由】商標法違反

上訴人 台湾嘉義地方裁判所檢察署檢察官

被告人 戴○郎

主文

原判決を取り消す。

戴○郎は商標法第95条第1号の商標権侵害の罪を犯したため、50日の拘留に処し、罰金へ転換するときは、1日1000新台湾ドルで換算する。差し押さえられていない犯罪による利得5100新台湾ドルを没収し、全て又は一部が没収できない又は没収を執行するのが好ましくないときは、その価額を追徴する。

### 一 事実要約

戴○郎は嘉義市○○路000号1楼に位置する承億文旅股份有限公司（以下「承億公司」）の實質的な代表者であり、商標権者である林○渝が經濟部知的財産局（以下「知財局」）に対して下に示す商標の登録を出願していたことを明らかに知っていた。:

（一）登録第01139249号「臺灣茶様子」商標は専用期間（存続期間）が2005年2月1日から2015年1月31日までであり、茶葉等商品への指定使用が許可された。（二）登録01169343号「茶様子」商標は、茶葉等商品への指定使用が許可され、専用期間は2005年8月16日から2015年8月15日までである。（三）登録第01619517号「茶様子」商標は、茶葉等の小売・卸売等役務への指定使用が許可され、専用期間は2014年1月1日から2023年12月31日までである。（四）登録第01636022号「茶様子」商標は、レストラン等服務への指定使用が許可され、専用期間は2014年4月1日から2024年3月31日までである（前述（二）ないし（四）を併せて「係争商標」という）。「臺灣茶様子」商標を除き、係争商標はいずれも商標権の専用期間にあり、林○渝の同意又は許諾を受けずに同一又は類似の商品又は役務について、登録商標と同一又は類似の商標を使用してはならず、関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある。戴○郎は同一又は類似の商品又は役務に同一又は類似の商標を使用するという複数の犯意に基づき、2014年7月の某日から承億公司の嘉義市○○路000号に位置するホテル（以下「係争ホテル」）の経営を目的として、林○渝の上記の使用指定項目と同一又は類似の商品又は役務である茶葉、茶葉の小売・卸売等に、「茶様子」及び「桃城茶様子」等の同一又は類似の商標図案（以下、併せて「係争図案」という）を使用した。よってそれが係争ホテル内で茶葉等の商品を販売することには関連の消費者が茶葉等商品を購入する時に誤認混同するおそれがあり、林○渝に損害を与えるに十分であり、戴○郎は商標法第95条第1号、第3号の罪を犯した疑いがあると認める等々。

### 二 両方当事者の請求内容

（一）檢察官の声明：被告人戴○郎は商標法第95条第1号、第3号違反の罪を犯した嫌疑がある。

(二) 被告人の主張：無罪判決を求める。

### 三 本件の争点

被告人が係争図案を使用することは告訴人（林○渝）の商標権を侵害しているのか。

- (一) 検察官が主張する理由：省略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被告人が答弁する理由：省略。判決理由の説明を参照。

### 四 判決理由の要約

1. 係争図案と告訴人商標とは同一及び高度な類似性が成立：

- (1) 告訴人が所有する登録第 01636022 号「茶様子」商標の商標図案には中国語の「茶様子」と外国語の「TEA YOUNG」があり、いずれも既存の中国語又は外国語の語彙ではなく、指定役務の内容を単純に説明する文字でもないため、創造的商標であり、その識別力は極めて強く、被告人が「桃城茶様子」の図案を使用すると、容易にそれが表彰する出所や製造の主体に対して誤認混同を生じ易い（原審ファイルニ 221、225 頁を参照）。調べたところ、被告人は「茶様子」図案を茶葉商品に使用し、その文字が係争商標と同一であり、同一の商標を同一又は類似の茶葉という商品に使用していると認めるに足る（103 年度他字第 2269 号取調べファイル 21 頁）。
- (2) 被告人が使用する「桃城茶様子」の図案をみると、その中の「桃城」は嘉義市の旧称であり、地名を説明するものであるため、その識別の主要部分は「茶様子」である。それと告訴人が所有する登録第 01636022 号「茶様子」商標を比べると、商標が見る者に与える印象は、外観、観念、称呼において極めて類似しており、通常の知識経験を有する関連の消費者が購買時に普通の注意を施すとき、両商品は出所が同一である又は出所は異なるが関連があると誤認混同させる可能性があり、類似の商標を構成しており、且つ類似度は高い（原審ファイルニ 221 頁を参照）。よって係争図案と告訴人商標とは同一及び高度な類似性が成立する。

2. 係争図案と告訴人の商標はいずれも茶葉商品に使用される：

告訴人が所有する登録第 01636022 号「茶様子」商標は商標法施行細則第 19 条に定める商品及び役務分類表第 43 類「ドリンクスタンド、ハンドシェイクティースタンド、飲食店、茶芸館、デザートバー、レストラン、飲食サービスの提供」での使用を指定している（当裁判所ファイル 139 頁を参照）。当裁判所が係争図案と告訴人商標が指定する役務の類型を比較したところ、被告人の係争図案はそれが販売する茶葉商品に使用されており、一方告訴人商標は茶葉販売関連の役務提供での使用が指定されており、性質、内容、提供者等の要素について共通又は関連の箇所がある。同一又は類似の名称を標示すると、一般の商品や役務に関する消費者に、それらは出所が同一である又は出所は異なるが関連があると誤認混同させ易く、両商品又は両役務には高度な類似関係が存在する。

3. 係争図案は告訴人の商標権を侵害している：

以上をまとめると、本件告訴人商標が極めて強い識別力を有し、被告人図案と告訴人商標は同一又は類似度が高く、同一又は類似の茶葉商品に使用されている。よって、被告人が告訴人の同意又は許諾を受けずに係争図案を販売する茶葉商品の包装に使用したことが告訴人の係争商標権を侵害しているのは明らかである。

4. 無罪告知を行わない部分：

被告人はホテルとレストランにおいて係争商標に類似する図案の善意の先使用を行っていた：

本件公訴趣旨では、被告人戴○郎は商標法第 95 条第 1 号及び第 3 号の商標権者の商標権を侵害する罪を犯した嫌疑があると主張されており、以下の事実証拠が主な論拠である：(1) 告訴人とその告訴代理人である蘇若龍弁護士の主張、(2) 茶様子有限公司の基本資料、(3) 査定番号 00000000 「臺灣茶様子」、査定番号 00000000 「茶様子」、査定番号 00000000 「茶様子」、査定番号 00000000 「茶様子」の知財局商標資料検索結果リスト、(4) 知財局 2014 年 10 月 20 日(103)智商 00310 字第 10380551400 号書簡、(5) 告訴人が提供した証拠光ディスク、検証調書、(6) 被告人が茶様子を以って商標として使用したものの現像写真 10 枚、桃城茶様子を以って商標として使用した茶葉セット及び価格表等の現像写真 2 枚、(7) ホテルサイトの紹介を印

刷した資料、(8)台中民権路郵便局第 001643 号、嘉義中山路郵便局第 000321 号内容証明郵便コピー。被告人は係争ホテルが桃城茶様子の図案を使用したことを否定していないが、桃城茶様子をホテル名に使用したことは善意の先使用である等々と答弁している。当裁判所は被告人による桃城茶様子の図案の使用が善意の先使用であるかを審理した（当裁判所ファイル 55 ないし 56 頁準備手続調書の本件の主な争点 3 を参照）。

被告人は桃城茶様子の図案を「旅館業」に使用しているが、それは告訴人が最初に茶様子をを使用した「茶葉の小売・卸売業」の分類とは異なる。告訴人はその後 2014 年にレストランの分類で商標登録が許可されている（当裁判所ファイル 136 頁を参照）。被告人が桃城茶様子の図案を使用したとき、告訴人とは競合する同業者ではなく、不正競争の目的はないと認めるに足る。両者の商品の類型については、関連の消費者の注意の程度を以って、両者を誤認する可能性は極めて低い。被告人が桃城茶様子図案を以って商標登録を出願したとき、知財局は類似していると判定した。しかしながら被告人は告訴人の登録第 01636022 号係争商標の存在を知らずに係争商標に類似する図案をホテルとレストランに使用していた状況があった。よって、本件は被告人が桃城茶様子図案を出願し、知財局に係争商標との類似を認定されたというだけで、該係争商標権を侵害する故意が被告人にあったとはすぐに認めてはならない。

以上をまとめると、被告人は告訴人が「茶様子」商標の登録を出願する前に、「桃城茶様子」図案に係争ホテル名に使用しており、広告宣伝をメディアに掲載した事実もあり、況してや被告人が主観的に「桃城茶様子」図案の使用が告訴人の商標権を侵害することを知悉しておらず、その使用の心理状況は善意であり、不正競争の目的はない。よって被告人が提出した事実証拠を調べた結果、被告人が登録第 01636022 号係争商標をホテル又はレストランに善意で先使用した事実を認めるに足り、該係争商標の商標権が制限される範囲である。さらに調べたところ、被告人が類似する「桃城茶様子」図案に係争ホテルの経営に悪意で使用した証拠はなく、この部分について商標法第 95 条第 1 号、第 3 号の罪で裁くことはできない。被告人のこの部分の犯罪は証明することができず、元来は無罪判決の告知をすべきであるが、公訴趣旨が主張するこの部分の犯行は前述の当裁判所が有罪と認めた犯行と集合犯の包括一罪という関係が認められているため、無罪の告知を行わない。

### Ⅲ 桃城茶様子飯店の商標は一勝一敗

#### ■ ハイライト

嘉義市の承億文旅グループ傘下にあるホテル「桃城茶様子飯店」は茶様子有限公司（以下「茶様子公司」）の代表者である林○渝から登録商標「茶様子」の商標を侵害したとして告訴された。検察は承億文旅股份有限公司（Chanyee Hotelday Co., Ltd.、以下「承億文旅公司」）の戴○郎董事長を商標法違反で起訴し、嘉義地方裁判所は 2016 年 8 月 17 日戴董事長に無罪判決を下した。承億文旅公司是「桃城茶様子」商標の登録を出願していたが、知的財産局から両商標が高度に類似しているとして拒絶査定を出され、承億文旅公司是それを不服として行政訴訟を提起したもので、この商標を巡る紛糾はこれで一勝一敗となった。

裁判官は戴○郎には林○渝の「茶様子」商標を侵害する犯意はなく、両社が商標を使用することで裁判官及び消費者に誤認混同をもたらすおそれがあるまでには至らないと認め、戴○郎に無罪判決を下した。全件につき上訴できる。裁判官は審理において、「桃城茶様子」という名称は従業員から発案され投票で選ばれたものであり、盗用ではないとする戴○玲（戴○郎の姉、承億文旅公司前総経理、市政府建設処長）の証言を採用した。

茶様子公司是、登録商標である「台湾茶様子」及び「茶様子」は、茶葉等の商品とレストラン等の役務での使用を指定しており、その専用期間（存続期間）は 2005 年から 2024 年であり、承億文旅公司是それと同一の商標をホテル及び茶葉等商品に用いており、「桃城茶様子」の商標登録出願は知的財産局から拒絶査定を受けており、承億文旅公司がその商標権を侵害していることは明らかだと指摘している。

戴○郎は商標権侵害を次のように否認している。ホテルの準備において桃城茶様子の名称を使用することを決定したもので、（茶様子公司的代表者である）林○渝はレストラン経営で商標を使用しておらず、戴○玲は、5 年前にホテルを建設した時に営業部のスタッフが 1 人当たり 1 つの名称を発案し、最後に投票で芸術担当責任者である黄○維が発案した「桃城茶様子」が選ばれたと証言している。

裁判官によると、商標登録出願された「桃城茶様子」は字体が塗り潰し（白抜きではない）の楷書で、図案やアルファベットがないのに対して、林○渝の「茶様子」商標は塗り潰しの隷書で、アルファベットの「TEAYOUNG」と葉の図案の枠があり、両者は同一ではなく、承億文旅公司是商標をホテルに用いていたが、茶様子商標がある茶葉はすでに回収しており、「茶様子」商標が主に茶葉に用いられるのとは異なっている。（2016年8月25日/聯合報/B3面）

#### IV 判決内容の要約

台湾嘉義地方裁判所刑事判決

【裁判番号】104年度智易字第13号

【裁判日期】2016年8月17日

【裁判事由】商標法違反

公訴人 台湾嘉義地方裁判所檢察署檢察官

被告人 戴○郎

上記被告人は商標法違反事件について檢察官から公訴（104年度偵字第3499号）を提起された。当裁判所は次のように判決する。

主文

戴○郎は無罪。

#### 一 事実要約

係争商標は告訴人（林○渝）の所有であり、現在商標の専用期間（存続期間）内にある。査定番号00000000号商標、即ち「茶様子 TEA YOUNG」商標（専用期間：2005年8月16日から2015年8月15日まで）は茶葉、紅茶、緑茶、茶葉パック、茶磚（訳注：茶葉をブロック状に固めたもの）、ジャスミンティーバッグ、茶飲料、ウーロン茶缶飲料等の商品での使用を指定している。査定番号00000000号商標、即ち「茶様子 TEA YOUNG」商標（専用期間：2014年1月1日から2023年12月31日まで）は茶葉小売・卸売、農産物小売・卸売、飲料、食品等小売・卸売、オンラインショップ等の役務での使用を指定している。査定番号00000000号商標、即ち「茶様子 TEA YOUNG」商標（専用期間：2014年4月1日から2024年3月31日まで）は、ドリンクスタンド、ハンドシェイクティースタンド、飲食店、茶芸館、デザートバー、レストラン等役務での使用を指定している。査定番号00000000号商標、即ち「茶様子 TEA YOUNG」（専用期間：2015年10月16日から2025年10月15日まで）は、レストラン、臨時宿泊施設、民宿、モーテル等役務での使用を指定している。これらについては經濟部知的財産局商標資料検索結果5枚がファイルされており調べることができる。また被告人は嘉義市○○路000号1楼に位置する「承億文旅股份有限公司」の実質的な代表者であり、2014年7月の某日、承億文旅公司の嘉義市○○路000号に位置するホテルの経営を目的として、ホテル名、レストランのサービス及び茶葉の小売において「桃城茶様子」の商標を使用した。2013年9月18日には「桃城茶様子」商標図案について商標登録を經濟部知的財産局に出願している。

#### 二 両方当事者の請求内容

（一）檢察官の声明：被告人戴○郎は商標法第95条第1号、第3号違反の罪を犯した嫌疑がある。

（二）被告人の主張：無罪判決を求める。

#### 三 本件の争点

被告人は主観的に告訴人の「茶様子」商標を侵害する状況を明らかに知りながら、告訴人がすでに登録している「茶様子」商標と同一又は類似の「桃城茶様子」を商標として使用し、告訴人が所有する「茶様子」商標権を侵害したのか。

（一）檢察官が主張する理由：省略。判決理由の説明を参照。

（二）被告人が答弁する理由：省略。判決理由の説明を参照。

#### 四 判決理由の要約

1. 被告人が所属する承億文旅会社の「桃城茶様子」を告訴人の登録商標「茶様子」と対比する対象とすると、被告人が知的財産局に登録を出願した「桃城茶様子」の字体は通常の塗り潰した楷書体であり、その他の図案やアルファベットは無く、一方告訴人の「茶様子」商標をみると付表一の「茶様子」の字体は「茶」が特に拡大され、「様子」は塗り潰しの隷書体であり、さらにアルファベット「TEA YOUNG」が付帯され、中国語とアルファベットの字体の外側に葉の図案のフレームがある。被告人の「桃城茶様子」は告訴人の「茶様子」商標とは異なり、また付表二にある告訴人が茶葉の小売・卸売での使用を指定して登録した「茶様子」の字句とも全く同一というものではない。被告人が告訴人の前述商標の存在を明らかに知りながら販売を目的として故意に類似の商標を使用したとしたら、レストラン名、販売商品における包装外観図案に一目見て告訴人の商標とは異なるとわかる図案やアルファベット（文字自身と字体、字句）にする必要はない。
2. 係争ホテルが「桃城茶様子」の名称を発案した時、チームの協力で構想を提出し、最終的に投票で該名称に決定しており、告訴代理人が述べるように2014年に告訴人が「茶様子」商標の名称と図案を経済部知的財産局に登録して使用を許可されたことを知悉して、告訴人の登録商標（の知名度に）ただ乗りしようとしたというものではない。両者の商品のタイプについては、普通の消費者が施す注意の程度を以て、両者を誤認する可能性は極めて低い。上述説明に基づいて被告人が付表一ないし三に示される告訴人の商標の存在を知りながら、類似する商標を商品に使用した状況はなく、被告人が（告訴人より）後に「桃城茶様子」商標の登録を出願し、知的財産局に告訴人の付表一に示す商標に類似していると認定されただけで、被告人が商標法第95条第1号及び第3号に違反する故意があったと認めることはできない。
3. 以上をまとめると、公訴人が提出した証拠資料は、当裁判所に被告人が主観的に他人の商標権を侵害する犯意を有し、客観的に同一の商品に登録商標に類似する商標を使用して関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれのある行為があったと確信させるには不十分であり、調べたところ本件には被告人が商標法に違反する犯行を証明するに足るその他の積極的な証拠が無く、前記法条及び判例の趣旨からみて、本件は被告人の犯罪を証明することはできず、被告人無罪の告知をなすべきである。

## 02 公平交易法関連

### ■ 判決分類：公平交易法

#### I 「真相達文西」特別展業者に不実の広告で50万新台湾ドルの過料、提訴するも敗訴

##### ■ ハイライト

台北の華山芸文特區（訳註：正式名称は華山1914文化創意産業園區）で2015年6～9月に「真相達文西（The Face of LEONARDO）」と題する特別展が開催され、主催団体である京銓芸術発展股份有限公司（以下「京銓芸術」）は広告で「世界でたった一枚のダビンチの手描き自画像を近距離で楽しめる」と宣伝していたが、展示期間中に飲み物を持った男児が展示空間で1枚の絵画を破ってしまったため注目され、さらに展示された作品が本物であるのか等の疑義も生じた。

その後、公平交易委員会（訳註：日本の公正取引委員会に相当）が調査したところ京銓芸術のサイトやチケット販売情報の中に「70億のダビンチ自画像……」、「百億の名作、55点の絵画……」、「総額100億新台湾ドル近い本物の絵画の数々を一度に鑑賞できる」、「市価2億ユーロを上回る《ダビンチ自画像》」等の文言がみられ、役務に関連し、取引決定に十分に影響を与える事項について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示があり、公平交易法（訳註：日本の不正競争防止法、独占禁止法等に相当）に違反し不実の広告に該当するとして、50万新台湾ドルの過料に処した。

#### II 判決内容の要約

台北高等行政裁判所判決  
【裁判番号】105 年度訴字第 865 号  
【裁判期日】2016 年 12 月 8 日  
【裁判事由】公平交易法

原告 京銓芸術発展股份有限公司  
被告 公平交易委員会

上記当事者間における公平交易法事件について、原告は行政訴訟を提起し、当裁判所は次のとおり判決する。

#### 主文

原告の訴えを棄却する。  
訴訟費用は原告の負担とする。

#### 一 事実要約

原告は 2015 年 6 月 27 日から同年 9 月 20 日までの間、台北の華山芸文特區で「真相達文西 (The Face of LEONARDO)」特別展 (以下「係争特別展」という) を開催し、そのサイト、チケット販売情報において「70 億のダビンチ自画像……」、「百億の名作、55 点の絵画……」、「総額 100 億台湾ドル近い本物の絵画の数々を一度に鑑賞できる」、「市価 2 億ユーロを上回る……《ダビンチ自画像》」等の文言 (以下「係争広告」) を掲載した。被告は、原告の係争広告が役務と関連し、取引決定に十分に影響する事項について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示であり、公平交易法第 21 条第 4 項の第 1 項準用規定に違反していると認め、各情状を総合的に斟酌した結果、2016 年 4 月 15 日公処字第 105030 号処分書 (以下「原処分」という) を以って、同法第 42 条前段規定により、原告を 50 万新台幣ドルの過料に処すともに、2016 年 4 月 15 日公競字第 1051460437 号書簡を原告に送り原処分を通知した。原告はこれを不服とし、すぐに本件訴訟を提起した。

#### 二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：原処分を取り消す。
- (二) 被告の請求：原告の訴えを棄却する。

#### 三 本件の争点

原処分で係争広告が公平交易法第 21 条第 4 項の同条第 1 項準用規定に違反していると認定し、50 万新台幣ドルの過料を科したことに誤りはあるのか。

- (一) 原告主張の理由：省略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被告答弁の理由：省略。判決理由の説明を参照。

#### 四 判決理由の要約

(一) 原告は 2015 年 6 月 27 日から同年 9 月 20 日までの間、台北の華山芸文特區で「真相達文西 (The Face of LEONARDO)」特別展 (以下「係争特別展」という) を開催し、そのサイト、チケット販売情報において「70 億のダビンチ自画像……」、「百億の名作、55 点の絵画……」、「総額 100 億台湾ドル近い本物の絵画の数々を一度に鑑賞できる」、「市価 2 億ユーロを上回る…《ダビンチ自画像》」等の文言 (以下「係争広告」) を掲載した。しかしながら、原告の係争広告に表記されている上記の客観的価格は、市場における実際の取引価格である、又は公正で客観的な第三者が価格を査定した等の事実を根拠とするものではない。係争広告の客観的価格には根拠がない広告文言であり、役務と関連し、取引決定に十分に影響する事項について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示を故意に為し、消費者の誤った認知又は決定を惹起するおそれを生じさせ、市場競争秩序が有する元来の機能を喪失させ、競合者に顧客を失う損害をもたらし、不正競争の効果が生じ、公平交易法第 21 条第 4 項の第 1 項準用規定に違反すると被告が認めたことは、根拠がないものではない。

- (二) 被告が芸術品に価格を付け、文物としての価値を有し且つ市場で競売にかけられたこと

がない芸術品の価格を査定することには如何なる意味もなく、また台湾の文化水準によると、消費者の展覧会鑑賞は客観的価値を重視するものではなくっており、さらに国立歴史博物館も1億新台幣ドルを上回る価値を有する「星の王子さま」の手稿等の文言を展覧の宣伝としたこともある、と原告は主張した。ただし調べたところ、係争広告の内容には係争特別展が特定の客観的価値を有すると宣伝されており、一般人の鑑賞を誘うために、その絵画が希有で貴重であるという印象を作り上げることを目的としている。該客観的価値は相当な市場における実際の取引価格、又は公正で客観的な第三者による査定価格を根拠とすべきであり、これは芸術品からもたらされる主観的な価値観と同じものではない。また、原告は係争特別展の絵画について客観的価格を査定することに意味はなく、消費者は展覧会を鑑賞するときにこれに重視しないといいつながら、係争広告が「総額100億台湾ドル近い」、「市価2億ユーロを上回る」等の客観的価格を宣伝の重点とすることは矛盾以外の何者であろうか。原告がこの客観的価格が消費者を十分に惹きつけ、消費者にとって展覧会を鑑賞するか否かを決定する重要な要素であることを知っていたことは明らかである。原告が指摘した他の展覧会が客観的価格を広告宣伝とした部分については、その個別の事案についてどのような宣伝文句であったか、そして価格の合理的根拠があったかによって判断すべきであり、一概に論じることはできず、原告が違法ではない根拠とできるものではない。

(三) 以上をまとめると、原告が主張する各部分はいずれも採用できず、本件被告が為した原処分には誤りがなく、原告が以前からの主張にこだわり(原処分)の取消を請求することには理由がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由がなく、行政訴訟法第98条第1項前段により、主文のとおり判決する。

2016年12月8日  
台北高等行政裁判所第五法廷  
裁判長 劉穎怡  
裁判官 林秀圓  
裁判官 高愈杰

Attorneys-at-Law

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所  
© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.